

平成 30 年 9 月 1 日更新

宇城市ビジネスサポートセンター（オフィスルーム・コンテナハウス）募集要項

平成 30 年 9 月 1 日

宇城市経済部商工振興課

1. 使用申込

<p>・施設の使用を希望する者は、「使用申込書」に「事業計画書及び必要書類」を添えて、申請しなければならない。</p> <p>・「4. 審査の概要」の通り、提出書類を審査のうえ、「使用候補者」を決定する。</p> <p>※使用申込書を申請できる者は、下記「9. 使用者の資格」の各号全てに該当し、且つ、実際に施設を使用する当事者でなければならない。</p>	
提出期間	随時
提出先	宇城市 経済部 商工振興課（宇城市松橋町大野 85 番地） 上記の提出先窓口へ持参（受付時間：平日 午前 9 時～17 時 15 分）又は郵送
提出書類	法人の場合
	団体・個人の場合
備考	

## 2. 施設見学及び募集要項その他の使用に関する説明

実施日時	問い合わせに応じて、随時対応する。(事前に電話連絡を行うこと。)
内 容	事前に、宇城市商工振興課へ電話連絡を行うこと。 ◎集合場所：宇城市ビジネスサポートセンター
備考	施設の見学を行わないこと又は募集要項その他の使用に関する説明を確認しないことによつて、選定審査に影響を及ぼすことはない。但し、それにより、応募者に不利益が生じることがあっても、市は一切これを負担しないものとする。

## 3. 質疑書の提出

質疑書の提出	随時（提出確認の電話連絡を行うこと。）
提出方法	「電子メール」による <提出先アドレス> shokoshinkoka@city.uki.kumamoto.jp ※質疑書を提出できるものは、使用申込書を申請した者に限るものとする。 ※応募者は、提出後に、宇城市商工振興課へ提出確認の電話連絡を行わなければならない。 ※事前に、宇城市商工振興課の承認を得ることで、他の方法で提出できるものとする。
備考	1. 電子メール送信の際の件名は次のとおりとする。 「質疑について（応募事業者名）送信年月日」 ※応募事業者名：提案書記載の事業者名とする ※送信年月日：(例) 2018年6月1日の場合：180601 2. 質疑の詳細は、別紙の「質疑書」に記載し、電子メールに添付すること。 ※質疑は、「質疑書」をもって確認することとし、メール本文への記載、その他の方法による質疑については、市は回答義務を負わないものとする。
回答期限	質疑書提出後 1 週間以内 「質疑回答書」をもって、市は回答を行うものとする。 ※応募者からの質問及びその回答は、一括して宇城市ホームページに掲載する。 ※市は特別な事業がある場合は、応募者に連絡の上、回答期限を延長する場合がある。 ※質疑回答書は、本募集要項の追加及び修正として、本要項と同様に扱うものとする。

## 4. 審査の概要

別紙「選定方法について」のとおり、事業計画書及び必要書類を審査し、使用候補者を選定する。

なお、使用候補者決定前に、同一施設に対して複数の応募があった場合は、先に申請があった者が、審査の結果、市長が定める選定基準を上回った場合は、先着順とする。

## 5. 使用の開始

使用候補者として選定された者は、速やかに市と施設使用についての協議を始め、一月以内に使用を開始するものとする。但し、使用開始について、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りではない。

※審査の結果、応募者が選定基準に満たなかった場合又は市長が指定する期間内に使用が開始されない場合は、再度募集を行う場合がある。

## 6. 対象とする施設の規格

	利用区分	床面積	備付けの機械設備	機能
1	コンテナハウス A 棟	7.73 m <sup>2</sup>	家庭用エアコン 換気扇 1 基	冷暖房 24 時間換気
2	コンテナハウス B 棟	13.11 m <sup>2</sup>	ガス 2 口 家庭用エアコン 業務用換気扇 2 基 換気扇 1 基	冷暖房 24 時間換気
3	オフィスルーム	57.75 m <sup>2</sup>	業務用空調	冷暖房 24 時間換気 公衆用 Wi-Fi

## 7. 対象とする施設の使用料及び使用期間等

	利用区分	使用料	使用期間
1	コンテナハウス A 棟 (鉄骨造)	10,000 円/月	1 年以内とする。 ※但し、市長が特別の事由があると認める場合に限り、 1 回に限り更新できるものとする。
2	コンテナハウス B 棟 (鉄骨造)	20,000 円/月	1 年以内とする。 ※但し、市長が特別の事由があると認める場合に限り、 1 回に限り更新できるものとする。
3	オフィスルーム	50,000 円/月	1 年以内とする。 ※但し、市長が特別の事由があると認める場合に限り、 3 回に限り更新できるものとする。

備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料には、電気料、上水道料及び下水道料を含む。但し、申請された事業計画等を踏まえた一般的な電気料、上水道料、下水道料と比較し、不適切な使用が想定される場合は、これを見直すことがある。</li> <li>・ 使用期間の更新については、使用期間満了 3 月前(但し、使用期間が 3 月に満たない場合は、この限りではない)までに書面をもって申請し、市長が特別の事由があると認める場合に限り、更新できるものとする。</li> <li>・ 上記の更新申請は、使用期間内の定期報告、使用の状況、更新に際して新たに提出する事業計画書等の市長が指定する必要書類をもって審査を行い、更新可否を判断するものとする。</li> </ul>
----	--

## 8. 留意事項

- (1) 本施設の使用許可は、公の施設の使用許可であり、建物賃貸借契約に該当しないことから、借地借家法の規定は、これを適用しない。
- (2) 本施設で事業を開始する際は、関係法令に基づき、必要な届出を行い、その写しを提出するものとする。
- (3) 本施設で事業を行う際に、関係法令に基づき、許認可が必要な事業を行う場合は、該当機関よりその許認可を受け、その写しを市長へ提出するものとする。関係法令の要件を満たさず、商品・サービス等の提供が出来ない場合であっても、宇城市には一切の責任がないものとする。
- (4) コンテナハウス B 棟で食品関係営業を行う場合は、関係法令に基づき必要な施設基準を確認の上、申込を行うものとする。(使用者の負担において規定の設備を導入する必要がある)。

## 9. 使用者の資格

次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 本市の産業の振興に寄与することが期待される事業を行う者
- (2) 施設からの退去後、本市において事業を行う計画を有する者
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがない事業を行う者
- (4) 新規性、成長性、実現性等が認められる事業計画を有する者
- (5) 市税等を滞納していない者

## 10. 使用の条件

宇城市ビジネスサポートセンター条例、同条例施行規則及び関係法令に定めるもののほか、別紙「使用の条件」を遵守しなければならない。

なお、本申請を行うときは、これに同意したとみなすものとする。